

## 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」新旧対照表

新	旧
<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1 ～ 6 (略)</p> <p>第 7 法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 定義 <u>発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したものの。</u></p> <p>(2) 届出基準 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、<u>1</u>の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第 1 4 条第 2 項の規定による届出を直ちにしなければな</p>	<p>別紙 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</p> <p>第 1 ～ 6 (略)</p> <p>第 7 法第 1 4 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症</p> <p><u>1 摂氏 3 8 度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)</u></p> <p>(1) 定義 <u>①摂氏 3 8 度以上の発熱及び②呼吸器症状の両者を呈し、かつ、それらの症状が明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものではない状態を指す。</u></p> <p>(2) 届出基準 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、<u>(1)</u>の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び<u>いわゆる普通感冒など感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第 1 4 条第 2 項の</u></p>

新	旧
<p>らない。</p> <p>(3) 注意事項  本届出は、<u>原因不明の重症の感染症</u>の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、<u>渡航歴</u>その他の情報を総合的に勘案して、届出を行うものである。</p> <p>(削除)</p>	<p>規定による届出を直ちにしなければならない。</p> <p>(3) 注意事項  本届出は、<u>例えば新型インフルエンザ等の感染症の発生を想定して、原因不明の重症の感染性呼吸器疾患</u>の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の<u>初期症状、主症状</u>その他の状態を総合的に勘案して、届出を行うものである。</p> <p><u>このため、(1)の②の「呼吸器症状」とは、入院を要する程度に重症であり、呼吸困難の状態等を指すものとする。</u></p> <p><u>2 発熱及び発しん又は水疱</u></p> <p><u>(1) 定義</u>  <u>①発熱及び②発しん又は水疱の両者を呈する状態を指す。</u></p> <p><u>(2) 届出基準</u>  <u>指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(1)の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び発熱及び発しんを呈するが感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。</u></p> <p><u>(3) 注意事項</u>  本届出は、<u>原因不明の感染性皮膚疾患等の発生動向を把握するために行うものであることから、当該患者の初期症状、主症状</u></p>

新	旧
<p>(4) 全般的注意事項</p> <p><u>(1)</u>において、当該症状が</p> <p>ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。</p> <p>イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。</p> <p>別記様式 1～5 (略)</p> <p>別記様式 6－1～6－6 (略)</p>	<p><u>その他の状態を総合的に勘案して、届出を行うものである。</u></p> <p>3 全般的注意事項</p> <p><u>1</u>及び<u>2</u>において、当該症状が</p> <p>ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが明らかである場合には、本届出の対象とはならない。</p> <p>イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。</p> <p>別記様式 1～5 (略)</p> <p>別記様式 6－1～6－6 (略)</p>

別記様式6-7

この届出は疑似症と判断した際直ちに行ってください

### 感染症発生動向調査（疑似症定点）

報告日 平成 年 月 日

医療機関名: 担当医師:

連絡先: \_\_\_\_\_

以下の項目1～3をすべて満たすものとする。

項目	1	感染症を疑わせるような症状 (該当するものに○、その他は具体的に記載) (1) 発熱 (2) 呼吸器症状 (3) 発しん (4) 消化器症状 (5) 神経症状 (6) その他 ( )
	2	医師が一般に認められている医学的知見に基づき 集中治療その他これに準ずるものが必要と判断 ・特記事項 ( )
	3	医師が一般に認められている医学的知見に基づき 直ちに特定の感染症と診断することができないと判断 ・特記事項 ( )
備考		
年齢	歳 月	
性別	男 女	

別記様式6-7

この届出は診断後直ちに行ってください

### 感染症発生動向調査（疑似症定点）

報告日 平成 年 月 日 医療機関名: \_\_\_\_\_

症候群分類*	1	2
年齢	歳	ヶ月
性別	男	女

\* 症候群分類（番号を○で囲む）

1：摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）

2：発熱及び発しん又は水疱